平成２８年（フ）第７８９号
埼玉県川口市栄町１丁目10番23号
債務者　齋藤　裕之
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目77番地９
債務者　菊地　朋美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
新潟県魚沼市穴沢1149番地１
債務者　浅井　光子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
新潟県長岡市千歳２丁目１番39―205号　千歳パークマンション205号室
債務者　髙野　政子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９８０号
札幌市白石区北郷４条６丁目10番12号　グリーンパレス101号　藤井方、住民票上の住所札幌市中央区北１条東３丁目５番地
債務者　小野寺順司
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４６号
札幌市清田区北野６条４丁目１番１―107号
債務者　杉村　濱子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７２号
札幌市西区八軒７条西３丁目１番８号　七.三ハウス　Ｂ－１号
債務者　岩嶋　　徹
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７３号
札幌市西区八軒７条西３丁目１番８号　七.三ハウス　Ｂ－１号
債務者　岩嶋　恵子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４０号
北海道恵庭市南島松６番地４（ケアハウス恵庭ふくろうの園）
債務者　山田　泰二
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５２号
札幌市東区北37条東14丁目１番19―307号
債務者　齋藤　大明
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５７号
札幌市白石区南郷通７丁目南３番32号　マイコート南郷ＳＴ―207号
債務者　大場香代子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８２号
札幌市中央区南25条西８丁目２番３―201号
債務者　小笠原久美
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
広島県安芸高田市向原町坂221―９セトル向原101、住民票上の住所広島市南区東雲３丁目10番７号
債務者　松野　正美
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第３０５１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府茨木市郡山２丁目13番23号
債務者　東　　信吉
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６８号
大阪府門真市上野口町38番12号
債務者　佐藤　義嗣
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７号
栃木県宇都宮市石井町2851番地24、前住所栃木県下野市柴41番地５
債務者　岩崎　**静**夫
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時45分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１５号
栃木県那須郡那須町大字寺子177番地76
債務者　矢吹さおり（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係